

(仮称) 子どもの権利条例骨子案

【骨格】

前文

第 1 章 総則

1. 目的
2. 定義
3. 基本的な考え方
4. 大人の役割

第 2 章 子どもにとって大切な権利

1. 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重
2. 安心して生きる権利
3. 自分らしく生きる権利
4. 豊かで健やかに育つ権利
5. 意見を表明し参加する権利

第 3 章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の役割

1. 子どもの権利普及の啓発と学習支援
2. 子どもの育ちへの支援
3. 保護者への支援
4. 子どもの命と安全を守るための取組み
5. 子ども会議
6. 子どもの権利保障のための行動計画と検証

第 4 章 子どもの権利を保障するための仕組

1. 子どもの権利擁護委員会の設置など
2. 委員会の仕事
3. 申立てができること
4. 委員会への協力
5. 勧告や要請への対応
6. 勧告や要請などの内容の公表
7. 委員会に関する広報など
8. 調査相談専門員
9. 相談及び救済

【条例に盛り込む内容の概要】

「前文」

- ・子どもの権利条約の理念に基づき条例を制定すること。
- ・「子どもの最善の利益」を保障することを根本に据えること。
- ・「大人は子どもの声に最後まで耳を傾けてほしい」、「大人は子どもの良いところはほめて欲しい」、「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である。」など、子どもたちの願いに応えるものであること。
- ・子どもにとってやさしいまちづくりは、全ての人にやさしいまちづくりであること。
- ・子どもと大人の相互の関わりの中で、大人と子どもがお互いに育ち合うという視点を踏まえたものであること。
- ・子どもの権利の保障が社会全体の責任であること。

「第 1 章 総則」

1. 目的

この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を進めることをめざします。

2. 定義

この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ定めるとおりとします。

子ども：18 歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める者をいいます。

保護者：親又は親に代わり子どもを養育する人のことをいいます。

育ち学ぶ施設：学校、保育所、児童養護施設その他の子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、又は入所する施設のことをいいます。

3. 基本的な考え方

子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進めます。

子どもの最善の利益を第一に考えること。

子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。

子どもの成長、発達に配慮した支援がなされること。

子どもと大人の信頼関係を基本として、地域全体で取り組むこと。

4. 大人の役割

保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

地域住民は、地域が子どもの成長、発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

「第 2 章 子どもにとって大切な権利」

1 . 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重

子どもには成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されます。

子どもは、自分の権利が保障されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければなりません。

2 . 安心して生きる権利

子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されます。

命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。 (条約6条)(憲法9、25条)

愛情をもってはぐくまれること。 (条約7～10、18条)

食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。

(条約24条、31条)(憲法25条)

いじめ、虐待、体罰その他のあらゆる暴力及び身体的、精神的に有害な環境から心や体が守られること。(条約17、19、37条)

性別、国籍、障害、出生などを理由に、いかなる差別も受けないこと。

(条約2条)(憲法14条)

困っていることや不安に思っていることを相談すること。

(条約19条)

3 . 自分らしく生きる権利

子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

(条約2条)(憲法13、14条)

自分自身の夢と希望を持ち、可能性に挑戦すること。

(条約29条)

プライバシー及び名誉が守られること。

(条約16条)

自分にとって大事なことを、自分で決めること。

(条約12条)

自分らしく過ごすことができる時間や場所を持つこと。

(条約2条)

必要な情報や知識を得ること。

4 . 豊かで健やかに育つ権利

子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されます。

学び、遊ぶこと。

(条約28条、31条)

芸術及びスポーツに触れ親しむこと。

(条約31条)

青森の文化や歴史、伝統及び自然に触れること。

(条約29条)

まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けること。

(条約29条)

5 . 意見を表明し参加する権利

子どもには、自分の意見を表明し社会に参加するために、次のことが保障されます。

自分が思ったこと、感じたことを表現すること。

(条約12、13条)

家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。

(条約12、13条)

自分の表明した意見に対し、適切な配慮がなされること。 (条約12条)
仲間をつくり、集まり、活動すること。 (条約 15 条)

「第 3 章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の役割」

1. 子どもの権利の普及啓発と学習支援
市は、子どもの権利の普及を進めるために、子どもと大人がこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会の提供に努めます。
市は、毎年 11 月 20 日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい事業を行うものとします。
2. 子どもの育ちへの支援
市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、子どもに対して次に掲げることを取り組むよう努めなければなりません。
子どもが多様な生活体験をしたり、交流したりする場や機会を提供すること。
子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが意見を表明し参加する機会や相談の場を設けること。
子どもが差別や不利益を受けないよう体制を整備すること。
3. 保護者への支援
市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。
市は、全ての保護者、とりわけ特別な必要がある家庭に対し、安心して子育てができるよう、支援に努めるものとします。
4. 子どもの命と安全を守るための取組
市は、いじめ、虐待、体罰その他あらゆる暴力の早期発見に取り組むとともに、救済の支援及び予防への必要な取組を実施します。
市は、子どもが薬物及び犯罪などの危害を受けないように、必要な取組及び支援を行います。
5. 子ども会議
市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する場として青森市子ども会議(以下「子ども会議」)を設け、次条の子ども施策に関する行動計画を始め、特に子どもに関わる事項を検討する際には、子ども会議で子どもの意見を尊重するよう努めます。
6. 子どもの権利の保障のための行動計画と検証
市は、子どもの権利を保障するため、子ども施策に関する行動計画を定めます。
子どもの権利保障の検証は、青森市健康福祉審議会条例に定める児童福祉専門分科会で行います。
子どもの権利保障の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

「第 4 章 子どもの権利を保障するための仕組み」

子どもの権利の侵害に関する相談、救済について、子どもの権利擁護委員会を設置することを規定します。

1. 子どもの権利擁護委員会の設置など

市は、子どもの権利の侵害について、早急にかつ適切に対応し、その救済を図るため、青森市子どもの権利擁護委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

委員会の委員は、3 人以内とします。

委員は、人格的に優れていて、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が選びます。

委員は、任期を 2 年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任されることができます。

委員は、任期の満了以外には、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき、又は委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

2. 委員会の職務

子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、必要な助言及び支援を行うこと。

権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

権利の侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに對し、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

勧告や要請を受けたものに對し、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

委員会は、次のとおりの方法で調査をすることができます。

- ・ 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、又は実地に調査すること。
- ・ 子どもの権利侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに對し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

委員は、その職務を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

- ・ 職務上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。
- ・ 申立人などの人権について十分に気を配ること。
- ・ 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

3. 申立てができること
救済の申立てができることは、子どもの権利侵害に関することとします。ただし、次のことは、申立てをすることができません。
裁判所で係争中のこと、又はその判決などのあったこと。
不服申立中のこと、又はその採決などのあったこと。
市議会などに請願、陳情などを行っていること。
委員会の活動に関すること。
4. 委員会への協力
市の機関は、委員会の独立性を尊重し、その職務を積極的に支援しなければなりません。
保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民は、委員会の職務に協力するよう努めなければなりません。
5. 勧告や要請への対応
市の機関は、委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員会に報告しなければなりません。
市の機関以外のものは、委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員会に報告するよう努めなければなりません。
6. 勧告や要請などの内容の公表
委員会は、必要と認めるときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。
委員会は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。
7. 委員会に関する広報など
市は、子ども、保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが委員会への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとします。
委員会は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表します。
8. 調査相談専門員
委員会の職務の遂行を補佐するため、調査相談専門員を置きます。
調査相談専門員は、子どもの権利に関し知識と経験を有する者のうちから、市長が選びます。
9. 相談及び救済
市は、委員会によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。